

西区人と地域をつなぐコミュニティ活動助成に関する要綱

令和3年6月1日 西区長決定

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、西区内において、市民が自ら企画・提案し実施するよりよい地域づくりのための活動（以下「人と地域をつなぐコミュニティ活動」という）に要する経費の一部を助成することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該助成金について必要な事項を定める。

2 人と地域をつなぐコミュニティ活動助成（以下「助成」という）は、前項の人と地域をつなぐコミュニティ活動を支援することにより、地域の活力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手づくりを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

(1) 企画から実施まで責任を持って遂行することができる西区内で活動している地域団体

(2) 人と地域をつなぐコミュニティ活動の実施に関して設立された実行組織

2 前項の団体は営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

(助成対象活動)

第3条 助成対象活動は、次の各号に挙げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地域の課題解決や地域の活性化を図ることを目的とした、区が提示するテーマに沿って取り組む活動であること。

(2) 団体が西区内で自ら企画し、実施する活動のうち、当該年度内に実施される活動であること。

(3) 参加者の資格に制限がなく、一般に公開されている活動であること。

(4) 営利目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。

(5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。

(6) 活動が初動段階にあり、当助成の既交付回数が、助成限度回数（連続3年度）未満であること。

(7) 神戸市のマスタープラン等の基本計画に反する活動でないこと。

(8) 法令に違反した活動でないこと。

(助成内容)

第4条 区長は、助成の対象となる人と地域をつなぐコミュニティ活動に対して、1年間の総活動費のうち、20万円を上限として予算の範囲内で助成することができる。ただし、特に区長が必要と認める場合は上限を引き上げる事が出来るものとする。

2 前項の活動費にかかる財源として国・県補助金がある場合は助成対象経費を控除するものとする。

(助成対象期間)

第5条 この要綱に定める助成の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は直接経費のみとし、次の各号に掲げるものは助成の対象か

ら除外する。

- (1) 打ち上げ等飲食にかかるもの
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの
- (3) 備品購入にかかるもの
- (4) 特定個人の所有になる予定のもの
- (5) 本助成事業にふさわしくないもの

(申請の手続き)

第7条 申請は、一団体一活動とする。

- 2 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書（様式1）、団体概要（様式2）、活動企画書（様式3）及び収支計画書（様式4）に必要書類を添付して、別に定める募集期間に申請するものとする。

(要件審査)

第8条 区長は、申請案件について書面による審査を行うものとする。

- 2 区長は、書面による審査の結果、第2条及び第3条各号の要件を満たした申請団体に対して、公開の場で提案説明の機会を与えることができる。
- 3 区長は、書面による審査の結果、第2条及び第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して不採択として申請団体に対して通知する。

(選考委員会)

第9条 区長は、助成の採択団体を選考するため、選考委員会を設置するものとする。

- 2 選考委員会は、学識経験者・区民代表・西区職員5名以内をもって構成する。
- 3 選考委員は、申請書類及び公開提案会での提案説明により、活動内容に関する意見を述べることができる。
- 4 選考委員は、公益性・計画性（実現可能性）・効果・先駆性・将来性に関する意見を述べるができる。

(助成の採否及び助成交付予定額の決定)

第10条 区長は、選考委員の意見を尊重し、助成の採否及び助成金の交付予定額を決定し、申請団体に対して助成金交付決定（不採択）通知書により通知する。

(活動の変更等)

第11条 前条の助成金交付決定通知を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、当該申請の内容に変更がある場合は、あらかじめ計画変更申請書（様式5）を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 採択団体は、活動終了後速やかに領収書の写しなどを添えて活動報告書（様式6）、収支報告書（様式7）を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の活動報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書により通知、助成金を支払うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、助成金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。
- 3 支払い方法は、口座振替による。
- 4 活動の実施が第1項から第2項の規定によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに助成金の一部を支払うことができるものとする。

(活動の評価・調査等)

第13条 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対し、活動の視察、関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

- 2 区長は、前項の調査等により活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金交付決定の取消等)

第14条 区長は、助成金の交付又は助成金交付決定通知もしくは助成金交付額確定通知を受けた採択団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額又は交付決定額の一部もしくは全部を取り消し、すでに交付があった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

(損害賠償)

第15条 交付決定団体が実施する助成対象事業での事故等については、西区役所は一切責任を負わないものとする。

(帳簿、書類の備付け)

第16条 助成金の交付を受けた採択団体は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この要綱の施行に関して必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は令和3年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日より施行する。